公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３１９２号
東京都杉並区高円寺南４丁目23―７―402
債務者　羽生　京子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　瑞尊
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３１９５号
東京都足立区南花畑５丁目15―21―103
債務者　木村　征一
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川口　昭彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２４７号
東京都江東区潮見２丁目７―１―1121
債務者　満薗　　穣
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芝田　佳宜
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５４号
神奈川県横浜市中区本牧原19―１―507、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区上大岡東２丁目14番15号
債務者　藤川　一馬
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　将則
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７８号
埼玉県所沢市大字荒幡667―４　タカーラ・ハーヴェスト弐番館207
債務者　高木　　裕
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　和彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７９号
埼玉県所沢市大字荒幡667―４　タカーラ・ハーヴェスト弐番館207
債務者　高木　茂子
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　和彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８０号
埼玉県所沢市北中３丁目55―５
債務者　廣瀬真由美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　和彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８１号
埼玉県所沢市小手指町１丁目44―１―203
債務者　甲斐美智代
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川畑　和彦
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９８号
神奈川県相模原市南区新戸5266―102
債務者　川島　祐二
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤堀　有吾
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０５号
東京都大田区中央８丁目１―５―306
債務者　野平　隆二
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小早川真行
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３４号
東京都大田区大森北３丁目36―２―203　第二磐井ハイツ
債務者　石井　英樹
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　修
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３３５号
東京都大田区大森北３丁目36番２―203　第二磐井ハイツ
債務者　石井　美樹（旧姓原口）
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　早川　　修
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３４７号
埼玉県上尾市大字平塚1585―４
債務者　石井　正美
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日向　一仁
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３６８号
東京都葛飾区奥戸５丁目16―５―202
債務者　高山　　清
1　決定年月日時　平成25年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森田　岳人
4　破産債権の届出期間　平成25年５月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年６月14日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
東京地方裁判所民事第20部